

調達管理番号・案件名
25a00517_モンゴル国ICT産業振興プロジェクト

質問と回答は以下のとおりです。

2025年10月27日

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	18	活動2－4	活動2-4では、「国際的なグッドプラクティスを参照しつつ、特にバーチャルゾーンやAIサンドボックス10等の分野で、IT産業振興法の施行を促進する。IT産業振興法の施行にかかる課題状況や実施機関の能力に応じて、国際的なグッドプラクティスを示すだけでなく、法制度・細則の改正に関する助言や提言を提供するとともに、法制度、細則の修正案を策定する。」と記載されていますが、ここで想定されている業務は、弁護士法で定められている非弁行為の禁止に抵触しない業務を意味するという理解でよろしいでしょうか。	第3条2.留意事項(4)IT産業振興法の施行促進、および活動2-4においては、弁護士法で定められている非弁行為の禁止に抵触しない業務との理解で相違ないです。公示の記載が混乱を招きますので、以下のように修正いたします。 ①第3条2. (4)IT産業振興法の施行促進 (修正前)また、実施機関の能力次第では、国際的なグッドプラクティスを示すだけでなく、法制度や細則の改正に関する助言や提言を提供するとともに、法制度や細則の修正案を策定する。 (修正後)また、実施機関の能力次第では、国際的なグッドプラクティスを示すだけでなく、法制度や細則の改正に関する助言や提言を提供する。 ②第4条2. ③活動2-4 (修正前)国際的なグッドプラクティスを示すだけでなく、法制度・細則の改正に関する助言や提言を提供するとともに、法制度、細則の修正案を策定する。 (修正後)国際的なグッドプラクティスを示すだけでなく、法制度・細則の改正に関する助言や提言を提供する。
2	18	活動3－3	実施機関・関係機関からの参加者の中央アジア・日本への旅費・交通費については一般業務費として計上する(最大4名想定)。また、民間企業等の参加者の旅費・交通費については、現地再委託にて支払うこととして、インセンティブとして企業ステージに応じてプロジェクトが負担する割合に傾斜をかける(第6条 再委託を参照。)とありますが、旅行手配のような「手配業務」を受注者が実施すべきと想定しているわけではなく、受注者は実施機関・関係機関からの出席調整が求められている理解で宜しいでしょうか。(旅行業法上の登録がない業者は、旅行手配を基本的に受注できないと思われますため、受注者による実施が想定されている業務には旅行業法上懸念となりうる業務は含まれていないことを確認したい趣旨です。)	中央アジアおよび日本へのビジネストリップにおける現地参加者の旅行手配については、現地再委託「海外市場展開支援プログラム(中央アジア・日本)」における「ビジネストリップ実施・運営支援」の一環として、現地再委託先の業務として実施されることを想定しています。
3	19	第2章【2】特記仕様書案 第4条2(1)④ 成果3に関わる活動	活動3-3の「ビジネストリップ」の枠組みや従うべきガイドライン等につきご教示ください。日本への渡航が想定されている一方で、P25には「本邦研修・本邦招へいは想定しない」との記載がありますところ、企画・運営に当たって留意すべき双方の違いについてご説明頂ければ幸いです。	日本へのビジネストリップについては、研修事業・招へい事業に基づいて、実施するものではなく、業務出張として実施するため、「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」(2024年7月(2024年10月追記版))のもとで運営されることは想定していませんが、諸謝金や同行者等旅費については、同ガイドラインに準拠のうえ、定額計上ではなく一般業務費として見積に計上をお願いいたします。その他の直接経費類の想定については、「質問番号4」、「質問番号6」の回答のご参照をお願い致します。 また、ビジネストリップは「海外市場展開支援プログラム」に包括されるサービスの一部と想定しており、現地再委託を行うことで、経営支援・マッチングサービスプロバイダー育成に資するような活動となることも想定しております。「海外市場展開支援プログラム」の内容と付随する経費の内訳は、最終的には実施機関と協議ののち確定することを想定しています。

4	20	第2章【2】特記仕様書案 第4条2(1)④ 成果3に関わる活動	「民間企業等の参加者の旅費・交通費については、現地再委託にて支払うこととして、インセンティブとして企業ステージに応じてプロジェクトが負担する割合に傾斜をかける(第6条 再委託を参照。)」と記載がありますが、第6条には傾斜の詳細が記載されていない理解です。傾斜についてどのような意味かご教示いただけますでしょうか。	ビジネストリップに参加する企業には旅費・交通費の一部自己負担(残額はプロジェクト負担)を想定していますが、スタートアップから中小、大手企業と様々な事業規模・財務状況の企業が参加することを想定しています。そのため、事業規模等、一定の判断基準に基づき、企業の自己負担額を調整する必要があると考えています。具体的な金額については、実施機関と協議ののち確定することを想定しています。ただし、渡航先での陸路交通費(レンタルバス等)は再委託(定額計上)ではなく一般業務費として見積に計上し、自己負担の対象外とすることを想定しています。
5	29	再委託	現地再委託として認められる業務の中に現地のアクセラレーションプログラムやハッカソンの実施等が入っておりますが、再委託先企業への最終成果物は実施報告書とすることとし、イベント・PoC関連の各種業務に付随する成果物は中間成果物とすることで整理する想定でいますが、問題ないでしょうか。	ご記載の内容でご提案いただくことは問題なく、プロポーザルを提出いただいたのちに、プロポーザル全体を確認のうえ、契約交渉を通して協議・判断させていただければと思います。
6	48	第3章4.(4) 定額計上について	定額計上のNo1～No5は費用項目が再委託とされていますが、会場費などの必要経費も再委託費に含まれているという理解でよいでしょうか。	No1のモンゴル国内での会議開催費(会場費・会議費等)、およびNo2の渡航先でのイベント開催関連費(会場費等)については、必要な場合には定額計上ではなく、一般業務費として見積に計上をお願いいたします。旅費・交通費は「質問番号4」で回答の通り。 また、No2、3、4、5におけるモンゴル国内での会議・イベント費(デモデイの会場費等)については、必要な場合には定額計上となる現地再委託費のなかで計上することを想定しています。現地再委託費の内訳については、最終的には実施機関と業務内容も合わせて協議したのちに、最終確定することを想定しています。
7	49	第3章4.(4) 定額計上について	「2 海外市場展開支援プログラム(中央アジア・日本)」に関して、コンサルタントチームメンバーの中央アジアへの渡航経費は定額計上に含まれるでしょうか。もしくは別途旅費として計上する必要があるでしょうか。	コンサルタントチームメンバーの中央アジアへの渡航経費については、定額計上には含まれておりません。別途、一般業務費として見積に計上いただけますよう、お願いいたします。

以上